

部活動の活動方針

銚子市立第三中学校

校長名 寺本 貴幸

教育目標	<p>学ぶ意欲を持ち、主体的に考え、判断し、行動する、 心豊かでたくましい生徒の育成</p> <p>【部活動の教育的意義】 部活動は、生徒の個性や能力を伸ばし、生涯にわたってスポーツや文化、芸術に親しんだり、追求したりする能力を高め、あわせて、体力の向上や健康の増進を一層図るものである。また、学年や学級の枠を超えた人間関係の中で、生徒の自主性、協調性、責任感、連帯感等の社会性を高めることを目的とするものであり、ひいては生徒の技術向上と人間形成を支援するとともに、生徒の充実した学校生活を保障し、生徒や保護者の学校への信頼感を高めることにつながる。更には、各部の取組が、学校の一体感や愛校心を醸成することにもつなげられるものであり、以上のことから重要な学校教育の一環として位置付ける。</p>
部活動の基本方針	<p>1 適切な運営のための体制整備</p> <p>(1) 年間計画の策定等</p> <p>①各部の顧問は、年間の活動方針及び活動計画（活動日、休養日、参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。</p> <p>②校長は、作成された活動方針及び活動計画等を各部活動に所属する家庭に配付・公表する。</p> <p>(2) 指導・運営に係る体制の構築</p> <p>①校長は、部活動は学校教育の一環であることを踏まえ、部活動数の精選や顧問配置等、部活動マネジメントとして学校組織全体での取組を進める。</p> <p>②校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部活動の活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行うとともに、教職員の負担が過度にならないよう、適宜指導・助言を行う。</p> <p>2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組</p> <p>(1) 適切な指導の実施</p> <p>①効果的な指導に向けて、これまでの自身の実践や経験に頼るだけでなく、指導の内容や方法に関して医・科学の研究成果を習得し、指導において積極的に活用する。</p> <p>②成長期にある生徒のスポーツ障害・外傷やバーンアウト等を予防するとともに、心理面の疲労回復のために、適切な練習時間や休養日を設定する等、合理的でかつ効率的・効果的な練習を行う。</p> <p>③発達の個人差や女性特有の健康問題について、正しい知識を持ち指導にあたる。</p> <p>(2) 体罰及びハラスメント行為の根絶</p> <p>①部活動では、いかなる場合でも、指導と称しての暴力行為等、懲戒としての体罰及び、生徒の人間性や人格の尊厳を損ねたり、否定したりするような発言や行為を絶対行わない。</p> <p>②体罰は、直接受けた生徒のみならず、目撃した生徒にも肉体的、精神的に悪影響を及ぼすという認識をもつ。</p>

③親しさのつもりの発言や身体的接触が、生徒を不快にさせる言動となる場合があり、不快に感じるか否かは個人差が見られることから、指導者の言動を生徒自身がどのように感じ、捉えるかが非常に重要であることを常に認識しておく。

④言葉や態度による脅し、威圧・威嚇的発言や行為、嫌がらせ等、また身体や容姿にかかわること、人格等を侮辱したり否定したりするような発言等は絶対に行わない。

3 活動日および適切な活動時間

(1) 活動日

①原則として平日のみとし、課業期間中の木曜日を休養日とする。

②1日の活動時間は、課業期間中は原則2時間程度まで、休業期間中は原則3時間程度まで（準備や片付け、移動時間は含まない）とする。

③土、日、祝日は、大会に参加する場合、または合同練習に参加する場合は、活動することができる。大会を除いて原則として土、日のどちらか一方は活動を行わない日とする。大会で土、日の両日とも活動した場合は、平日に休養日を設ける。

④朝練習は実施しない。

(2) 休養日及び活動時間等の設定

①上記の他、地域や学校の実態を踏まえ、年間、月間、週間単位等での活動頻度・時間の目安（下校時刻等）を設ける。

4 安全管理と事故防止等

(1) 安全管理体制の確立と怪我・事故等の防止

①計画的な活動により、各生徒の発達の段階や体力に係る疲労状況や精神状況、技能の習得状況等を適切に把握し、無理のない練習となるよう留意する。

②他の部と活動場所を共有する場合は、顧問間の連携等により、生徒同士の接触・衝突の回避や、球技等では防球ネットを配置するなど、安全対策を講じる。

③その他、「安全管理」と「事故防止及び事故対応」については、学校の「危機管理マニュアル」及び「いじめ防止基本方針」に則り対応する。また、事故の大小にかかわらず、保護者へ連絡し説明責任を果たす。

④複数顧問の連携による指導体制を整えるが、顧問不在で指導の手立てがとれない場合は、原則活動休止とする。

(2) 施設・設備・用具等の管理

①関係の施設、設備、用具等の定期的な安全確認を徹底する。

5 家庭・地域との連携

(1) 家庭との連携

①各部活動における指導方針や活動計画等を明確にし、保護者会等で十分に説明し、理解や協力を得る。

②学校からの情報提供や保護者のニーズを把握することで、互いに情報を共有し、部活動の運営や指導の改善、生徒の状況把握に努める。

(2) 地域との連携

①地域等の各種関係団体や組織への情報発信を積極的に行い、理解や協力を十分に得る。

6 その他

(1) 教育的意義、生徒及び顧問の負担軽減のため、参加する各種大会等を精査する。

(2) 他の中学校と合同チームを編制する際は、千葉県小中学校体育連盟の規定による。

